

公立大学法人新潟県立大学組織規則

(平成 21 年 4 月 1 日規則第 1 号)

(目的)

第 1 条 この規則は、公立大学法人新潟県立大学定款（以下「定款」という。）及び新潟県立大学学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、公立大学法人新潟県立大学（以下「法人」という。）及び法人が設置する新潟県立大学（以下「大学」という。）の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員及び職員)

第 2 条 法人に職員及び次に掲げる役員を置く。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長
- (3) 理事
- (4) 監事

2 第 1 項の職員は、学長、教員、事務職員、専門職員とする。

3 前項に定めるもののほか、法人に必要な職員を置くことができる。

4 第 2 項に規定する学長及び教員の職は、それぞれ学長並びに副学長、教授、准教授、講師、助教及び助手とし、同項に規定する事務職員及び専門職員の職は、この規程に定めるもののほか、別に定める。

5 第 3 項に規定する職員の職は、別に定める。

6 大学に学則で定めるところにより職員を置き、第 2 項及び第 3 項に掲げる法人の職員をもって充てる。

7 前項の職及びその選考等に関し必要な事項は、別に定める。

(職員の職務)

第 3 条 学長及び教員は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 92 条に規定する職務に従事する。

2 事務職員は、庶務、会計等の職務に従事する。

3 専門職員は、技術に関する職務に従事する。

4 前条第 3 項に規定する職員の職務は、別に定める。

(理事長)

第 4 条 理事長は、法人の代表として、その業務を総理する。

2 定款第 9 条第 6 項に規定する理事長があらかじめ定めた順序は、理事の任命の際に示さなければならない。

(副理事長)

第 5 条 副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、欠員のときはその職務を行う。

(理事)

第 6 条 理事は、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故あるときはその職務を代理し、欠員のときはその職務を行う。

2 理事は、前項に掲げる職務のほか理事長が別に指示する業務を担当する。

(監事)

第7条 監事は、法人の業務を監査する。

- 2 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は新潟県知事に意見を提出することができる。

(事務局)

第8条 理事長の下に、法人の事務部門を担当する組織として、事務局を置く。

- 2 前項の組織に関し必要な事項は、別に定める。

(理事長選考会議)

第9条 法人に、理事長の選考及び解任等に関する事項を審議する機関として、理事長選考会議を置く。

- 2 理事長選考会議に関し必要な事項は、別に定める。

(大学経営評議会)

第10条 法人に、その経営に関する重要事項を審議する機関として、大学経営評議会を置く。

- 2 大学経営評議会に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究評議会)

第11条 法人に、教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。

- 2 教育研究評議会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第12条 法人に、その運営等に関し必要な組織として、委員会を置くことができる。

- 2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、法人の組織に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、定款附則第6項に規定する「短期大学存続期間」は、短期大学について準用する。この場合において、第9条中「理事長選考会議」とあるのは「短期大学理事長選考会議」と、第11条中「教育研究評議会」とあるのは「短期大学教育研究評議会」と読み替えるものとする。